

調剤報酬請求事務専門士 公式テキスト 第19版 訂正・追記表

公示文書の訂正も含め、下記について変更がございますので、お手数ですが、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

2024年7月24日更新

	ページ	問題箇所	訂正・追記・差替箇所
1	P245 【別解】の2 行目	(製剤量の換算式) $B(g \text{ 又は } ml) = Cmg \div A\% \times 10$	※計算式に()を追加 $B(g \text{ 又は } ml) = Cmg \div \underline{(A\% \times 10)}$
2	P245 【別解】の5・ 6行目	換算式： $Bg = Cmg \div A\% \times 10$ に代入 $Bg = 160mg \div 10\% \times 10$	※計算式に()を追加 換算式： $Bg = Cmg \div \underline{(A\% \times 10)}$ に代入 $Bg = 160mg \div \underline{(10\% \times 10)}$
3	P154 自家製剤加算 ウ エ(イ)	<p>ウ 注6のただし書に規定する「別に厚生労働大臣が定める薬剤」とは、薬価基準に収載されている薬剤と同一剤形及び同一規格を有する薬剤をいう。</p> <p>エ 薬価基準に収載されている医薬品に溶媒、基剤等の賦形剤を加え、当該医薬品と異なる剤形の医薬品を自家製剤の上調剤した場合に、次の場合を除き自家製剤加算を算定できる。</p> <p>(イ) 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている場合。 <u>ただし、当該医薬品が薬価基準に収載されている場合であっても、供給上の問題により当該医薬品が入手困難であり、調剤を行う際に必要な数量を確保できない場合は除く。なお、医薬品の供給上の問題により当該加算を算定する場合には、調剤報酬明細書の摘要欄に調剤に必要な数量が確保できなかった薬剤名とともに確保できなかったやむを得ない事情を記載すること。</u></p>	<p>ウ 注6のただし書に規定する「別に厚生労働大臣が定める薬剤」とは、薬価基準に収載されている薬剤と同一剤形及び同一規格を有する薬剤をいう。<u>ただし、当該医薬品が薬価基準に収載されている場合であっても、供給上の問題により当該医薬品が入手困難であり、調剤を行う際に必要な数量を確保できない場合は除く。なお、医薬品の供給上の問題により当該加算を算定する場合には、調剤報酬明細書の摘要欄に調剤に必要な数量が確保できなかった薬剤名とともに確保できなかったやむを得ない事情を記載すること。</u></p> <p>エ 薬価基準に収載されている医薬品に溶媒、基剤等の賦形剤を加え、当該医薬品と異なる剤形の医薬品を自家製剤の上調剤した場合に、次の場合を除き自家製剤加算を算定できる。</p> <p>(イ) 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている場合。</p>